



特定医療費(指定難病)の申請には マイナンバーが必要です

ポイント①

受付窓口でマイナンバーを確認します

保健所で申請を行う際、以下の方法でマイナンバー(個人番号)の確認を行いますので、あらかじめ、必要な書類をご準備ください。

※原則として、難病法に係る医療給付の申請者になれるのは①患者本人②保護者(患者本人が18歳未満の場合における親権者や未成年後見人など)に限られます。

★本人が申請する場合・・・以下の①または②のいずれかをご提示ください。

① 申請者本人の「個人番号カード」

個人番号カード
の見本⇒

1枚で本人確認と、
個人番号の確認が
できます。



② (ア) 及び (イ)

(ア) 申請者本人の「個人番号付きの住民票」 又は 「通知カード」



(イ) 申請者本人の 身分証明書 (運転免許証、障害者手帳等)

く(イ)の書類がない場合、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書や官公署から発行・発給された書類等を2つ以上ご準備ください

★ 代理人（成年後見人等）が申請する場合・・・以下の①～③をご提示ください。

※提出のみ代行の場合は不要です

- ① 申請者本人から代理人への委任状、又は申請者本人の身分証明書
- ② 代理人の身分証明書
- ③ 申請者本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等

ポイント②

申請書にマイナンバーの記入が必要です

窓口にお越しの際は、あらかじめ準備をお願いします

新規申請書、更新申請書などをご提出の際は、

申請者本人と同じ健康保険に加入している世帯員全員※

のマイナンバー のご記入をお願いします。

（※被用者保険の方は被保険者と受診者のマイナンバーをご記入ください）

ポイント③

住民票等の提出は引き続き必要です

現在、県と市町等の間で住民票や所得に関する情報のやりとり（連携）が始まっておりますが、システム上、情報の確認に数日が必要なこともあり、申請時における情報の活用が困難となっております。

申請者の皆さまには、これまでどおり住民票や所得課税証明書等の提出に御理解くださいますようお願いいたします。

Q. なぜマイナンバーが必要なの？

マイナンバーを利用して、住民票関係情報などの法律で定められた情報を市町村などの法律で定められた相手から照会・提供するようにし、各種申請に必要な添付書類の省略を可能とするものです。（※難病の手続きにおいても省略が可能となった際は、更新案内等でお知らせいたします。）